

文化審議会第4期 文化経済部会（第3回）

令和6年10月3日

【河合専門官】 定刻になりましたので、開始前の確認をさせていただきます。

オンラインの先生方、音声聞こえておりますでしょうか。

（「聞こえています」の声あり）

【河合専門官】 ありがとうございます。今回は本会議室における対面とオンラインに接続してのハイブリッドの開催となっております。会議の傍聴はオンラインにてつないでおります。

音声配信の都合上、タイムラグが生じることもございます。御不便をおかけいたしますが、何とぞ御了承ください。

なお、本日は大橋委員、片岡委員、金野委員、佐伯委員、中島委員、5名の方々が欠席となっております。

また、オンライン参加の石田委員、保坂委員は30分程度で御退席をなさいます。

では、準備が整いましたので、ここから吉見部会長の進行をお願いできればと存じます。

吉見部会長、お願いいたします。

【吉見部会長】 本日はみなさま、大変お忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。第3回の第4期文化経済部会を始めさせていただきます。

今お話ございましたように、今日、この会は、大橋委員、片岡委員、金野委員、佐伯委員、中島委員が御欠席です。

しかし、オンライン上では、岡室委員、小池委員、石田委員、保坂委員が御出席いただいております。文化経済部会運営規則第2条第2項の規定に基づき、本会議は成立をするということをもまず宣言をさせていただきます。

前回、熊川宿のデキタ、株式会社デキタの時岡さんですとか、それから野村の竹下さんですとか、金野委員も含めて大変充実した御発表いただいたので、議論の時間がちょっと足りなかったんじゃないかなという気も少しいたしております。

ですから、前回の御発表の記憶も含め、今回は委員の先生方の中で議論を詰めていただきたいと考えております。再度再度同じことをとすることになりますが、今年度のこの委員会では3つ大きなポイントがある。第1のポイントは、文化芸術に資金が流れる方法、これにつ

いての考え方をもっと具体化していきたい。2番目は、場の活性化です。具体的な地域というか、その街全体を文化の基盤として考えるということでございます。そして3番目は人材育成で、専門人材をどう育成する仕組みを開発するかです。

今後の議論ですけれども、後ほど事務局から御説明があるはずですが、今日10月3日は第3回の部会です。第4回の部会は11月25日月曜日に予定されています。その後、1月中旬、まだ日程は不確定ですが、第5回の部会をやり、3月の多分月上旬頃に第6回の部会で第4期の報告書を取りまとめます。今日を入れてあと4回で全体を取りまとめを予定しております。それ以外に2月頃に、場の活性化ということに焦点を据えたシンポジウムを予定していて、これは後藤先生や金野先生にお力添えをいただくことになろうかと思えます。

それで、まずは今日、その議論をしていただく前に一つ重要な議題がございますので、その議題についてまずはお諮りをさせていただきたいと思えます。議題1となっているものです。建築文化ワーキンググループの設置についてということです。

本日の配付資料について、事務局より確認の上、議題の1の話をさせていただきます。前回の議論を踏まえて、事務局よりこの部会の下に新規のワーキンググループを設置する提案がございます。これは場の話と非常に関わりますけれども、後藤先生と金野先生が入ることになると思いますが、建築文化ワーキンググループというものを設置したいということです。これについて事務局のほうから御説明をいただきます。

【河合専門官】 ありがとうございます。最初に配付資料について確認をさせていただきます。

議事次第のほかに5点ございます。資料1、「建築文化ワーキンググループの設置について」、資料2、「第2回文化経済部会でのご議論を踏まえた論点整理（案）」、そして参考資料3点ございます。今年度の文化経済部会における審議事項、概算要求参考資料、税制改正要望事項でございます。

お手元に全てございますでしょうか。

いずれの資料も文化庁のホームページで公開しております。

それでは、資料1、建築文化ワーキンググループの設置について、企画調整課、山口調査官から御説明をいたします。

お願いします。

【山口調査官】 文化庁企画調整課博物館振興室で建築資料調査官を務めている山口と申します。調査官といいましても、文化財の調査官とは違いまして、建築資料館というもの

を文化庁が運営しております、そこで学芸業務を担当しております。

その建築資料館が拠点になるんですけれども、今文化庁では文化財のスコープに入らない近現代の建物について、その寿命が短いということに課題意識を持っておりまして、そういった課題に対して建築文化の振興というキーワードを挙げて様々な取組を進めているところでございます。

昨年、文化庁が京都へ移管したときには総理からそのことを御発言いただき、また骨太にも建築文化の振興ということを入れてございます。

また、単発で有識者会議を開催いたしまして、今、こちらにいらっしゃる後藤先生や佐藤先生にも御参加いただきながら、会議をしまして、近現代の建築物を私たちの国の重要なストックとして捉え、時代に合う形で価値を創出し、活用し、継承していくことが重要であるという御意見をいただいたところでございます。

その背景として、文化財の場合には、毎年十数軒の建物を国宝とか重要文化財に指定していくんですけれども、新しくその数を指定したからといって古いものを解除するわけではないので、ずっと増えていくんですね。

その中で、文化庁の予算というのは年間1,000億円と決まっている中で、増えていく文化財の修理を回していかなきゃいけないということになりますので、なかなか制度としてもだんだん厳しくなってくるという中で、そこにさらに近現代の建物が加わって、それを維持・継承していくとなると、また何か違う形で近現代の建物を維持・継承していく仕組みをつくらないと駄目なのではないかという問題意識もございまして、そのためには、建物そのものが、自ら果実を得て、つまり、建物の機能を維持することによって建物にちゃんと果実が得るような仕組みを実装して、その果実で建物を維持管理していくという、そういうサイクルを生むことが重要ではないかと考えておりまして、そういったことを実現できるような仕組みを考えて社会に提示していく。そのためには、この文化経済部会の中で御意見を頂戴し、そういった施策に結びつくような方向性をいただくのが重要であろうということでこの設置をお願いする次第でございます。

資料1の2ページ目なんですけれども、委員の候補者としましては、経済部会からは金野委員と後藤委員、有識者としては、建築の業界団体の方から黒木さん、それからジェイアール、これはジェイアールという沿線開発の関係で小崎さん、それから森トラストは、いろんなホテル、歴史的な建物なんかを買い取って、それをホテルに変えたりして、それを実際にやっておられるということで、森トラストの伊達さん、それから渋谷の開発でいろいろと御尽力

されている内藤さん、それから住宅なんかを中心にリノベーションなんかをされている永山さん、それから、林さんというのは、もう少し私たちのこの取組を建物単体ではなくて面的にも考えていく必要があるだろうということで、都市と人口の問題を研究されている林さんを候補としております。

オブザーバーとしては、座長の吉見先生、それから外務省、経産省、国土交通省、観光庁等からオブザーバーで御参加をいただく予定です。

この委員会は、ワーキングとしては年内に3回ほど開催をいたしまして、1月のこちらの部会で中間まとめを出した上で、夏に向けて正式な提言というふうに進めていこうと考えているところです。

以上です。

【吉見部会長】 ありがとうございます。今、事務局より御提案のあった建築文化ワーキングの設置について御意見がある方はぜひ手を挙げてお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

今の御説明にもございましたように、近現代の建築の場合に、それを保存継承していく場合にどう活用するのかということが大変重要なポイントになってまいります。ただ博物館的に保存すればいいという話ではなくて、むしろどんどん使っていくという。じゃあ、どういう使い方をしていくのがむしろその継承につながるのかという、そういうフレームをきちんと制度的につくっていただくことで、また、建築の周辺の地域を含めた場の活性化、これがまさに本部会のテーマでございますけれども、場の活性化にいかにつなげていくのかという、そういうことが重要と思っております。

もしよろしければ補足的に、後藤先生がちょうどいらっしゃいますので、これについて後藤先生のほうから一言御説明をいただければ幸いです。

【後藤（治）委員】 分かりました。ただいま山口さんのほうから説明があったとおり、建築文化に関する検討会議というのを以前に行っておりまして、それを受けた形になっております。そこで議論されたことは、建築寿命が短いので、長寿命化はもちろん大事なんですけれども、それ以外にやっぱり建築文化というものを形成しているものというのは、各地の建築に地域性があることとか、今外国人に大変人気のあるゴールデン街のような、少しかいわい性みたいなものであるとか、あと名建築が持っている芸術性とか、作品性とか、そういったもので、恐らくそういったものが、今の社会構造だと、省エネルギーとか、耐震とか、いわゆるそちらのほうで非常に性能も高度化して上がっているんですが、そういうものが

普及すればするほどそちらがむしろ失われる方向にあるというところに問題点があって、それをうまく両立させていくことが大事で、また地域性だとか、かわい性だとか、作品性というものが形成され、醸成されていけば、それが文化の振興だけではなく、観光振興とか、産業振興とか、特に伝統産業みたいなものともつながってくるでしょうし、建物というのはまさにそういうものが行われる場でもありますので、これを町並みに広げるとそれが地区ということになるかと思えますので、そういったことのために何をすればいいのかというのが議論できればなということで、オブザーバーに各省庁が入っているのもそういった理由からということで、文化庁の政策だけではなく、それに併せて各省庁の政策も少し検討いただくようなことが大事なのではないかなと考えているところです。

以上です。

【吉見部会長】 大変有意義なというか、非常に明快な御説明をいただいたと思います。いかがでございましょうか、委員の先生方から。

どうぞ、田中委員、お願いします。

【田中委員】 国立西洋美術館の田中です。自分の美術館がそれこそ近現代建築の重要文化財、世界遺産にもなっている立場からちょっと発言をさせていただきたいと思えますけれども、先ほど山口さんのほうから近現代建築の保存活用に関しては、自走させていく、そこで活用してお金を生み出していきながらそれを保存活用、建築文化の振興に役立てていくのだというようなことをおっしゃられたかと思うんですけども、もしかしたら対象は指定文化財じゃないものが念頭にあったかもしれないんですが、恐らく対象には指定文化財も入ってくると思うわけですね。そのときに、多分一つの大きなネックになるものは、文化庁に提出しなければいけない保存活用計画というものだと思うんです。保存活用計画は何にするのかというのをかなりがちがちに縛られるところがありますので、それこそ自走させるように活用することを目的とするならば、近現代建築における保存活用計画とか、そういうものの活用性のある柔軟性というものをちょっと念頭に置いていただけるとありがたいと思うところがあります。それを既に指定されているものにまで当てはめていただけると、それこそいろんな活用のフレキシビリティが増しますので、そういうことも考えていただければと思います。それが1つです。

もう一つだけ。そういった自走的な活用をしていくときに、多分、古民家、住宅建築というレベルのものと都会にあるビルというレベルでの活用って多分全然違う発想でやらなければいけないものかなと思いますので、1つの方針というよりも何層かに階層化されたよう

な発想をしていかなければいけないかなと思いますので、大変なことだと思いますけども、都会と地方と両方を活性化していく方向で考えていただければと思います。

【吉見部会長】 ありがとうございます。ぜひ、山口調査官なり後藤委員なりから何か一言いただければと思います。

【後藤（治）委員】 私から一言言おうとすると、佐藤先生がこれから言われることと関わって、恐らく都会のものになればなるほど税というものと関わってきたり、周辺の開発される新しいものと残すもののバランスというか、協働体制というのがすごく大事になってくると思っていますので、恐らく建築文化というくくりをするときに、文化財的なものとそれ以外のものというのが別じゃなくて、それが協働体制を組むということがとても大事なんじゃないかなと思っています。

【吉見部会長】 ありがとうございます。佐藤委員。

【佐藤委員】 今のお話に関わると思うんですけども、今回、私もこのワーキンググループに参加していたので、そこでの問題意識として、やっぱり今回オブザーバーで各中央官庁の方々いらっしゃいますが、自治体はどうなんだろうなあと考えていて、自治体景観条例であれ、都市計画であれ、まちづくりに関わるのは自治体であって、まさに古民家であれ、建築物であれ、それをどう活用するかに知恵を絞るのも、住民との話し合いもありますので、自治体の役割は大きいかなと思います。

そういう中で都会と地方はやっぱり違うので、都会は幾つかの課題としては税金問題、固定資産税とかをどうするかということは、だから減税しろと言っているわけじゃないんですけど、でもやっぱり固定資産税の扱いをどうするかということもありますし、あとやっぱり住宅街の中にそういう指定する建築物があったときに、そこに例えば観光客が殺到したらやっぱり周りうるさいよねという話。でも、やっぱりそういうことやらないとなかなか収益が上がってこない、保護のための収益が上がってこないよねということになってくる。これは規制緩和にも関わる話になりますし、御指摘のとおり、やっぱりまちづくり全体、その建築物に限らず、やっぱりまちづくりに関わる話にもなります。ビルだったら、ある意味ふだん使いでもいいわけで、重宝がる必要はなくて、ふだんどおり使ってもらおうということを前提に活用していくというやり方もあると思います。

田舎は田舎で全く違う。今度所有者不明の可能性も出てくる話で、人口が減少していく中においてそれをどうやって守っていくか。これは結構大きなチャレンジだと思いますので、そちらをどうするのかということは少し分けて考えたほうがいい。特にだんだん相続が起

きてくる。果たして所有者がそれを管理してもらえるのかどうか。いざとなったら公有化、森林とかじゃないけれども、公有化というのが視野に入ってくる。これも自治体の負担なので、やっぱり自治体の意見聞かないといけないかなと思いました。

あと、たしかワーキンググループでも、フランスかな、どこかで紹介されていたんですが、認定の指定の期間を定めて、ある意味で更新していくというやり方。1回指定したら終わりじゃなくて、やっぱり活用状況を見極めていくであるとかというほうがやっぱりいいのかなと思うんですね。ある種更新制みたいなのを入れていくというのは1つのアイデアかなと思いました。

以上です。

【吉見部会長】 ありがとうございます。いずれも非常に重要なポイントかと思います。

山口調査官、何か今の幾つかのことで。

【山口調査官】 自治体に関しましては、京都市さんのほうと既にヒアリングをしたりしながら進めておりますので、オブザーバー参加を必要に応じてお誘いするような形を取っていきたいと考えております。

ありがとうございます。

【吉見部会長】 ありがとうございます。後藤委員。

【後藤（和）委員】 私、京都市に住んでいて、この間、京町家のことを真剣に考える人たちの会に呼ばれて、京都市の財政の話とか、地価がどうなってきた、それで町家とどう関係するのかなというような話をさせていただきました。そこで質問ですが、近現代といったときは何年ぐらい前の建物を指しているのかということと、建物を点として考えていくのか、それとも面として町並みとか景観として考えていくのか、どちらに力点があるのかということをお聞きしたいと思いました。

京都市の場合は何が困っているかということ、小さな町家が並んでいるようなところで空き家が出ると、先ほどおっしゃったように収益を上げてくださいますとなったら、簡易宿所になるか、飲食店が入るといふふうになるんです。そうすると、中途半端に修復をして、飲食店が入り、すぐ隣が民家なのに、夜遅くまで騒いで非常にうるさいという状態になります。つまり、町家は形だけ残ればいいのかという声が、町家に住んでいたり関係している人たちの間から出ています。京都の町家は、町家に住んでいる人たちが町衆として、祇園祭やいろいろな生活文化、神事にも関わってきた経緯があるので、建物と残したい中身というのを考えなきゃいけないと思うので、その辺はいかがお考えでしょうか。

【山口調査官】 私から。

【吉見部会長】 お願いします。

【山口調査官】 まず対象についてなんですけれども、年代で区切ってしまうと、例えば京都なんかは、例えば近世とか幕末のものはたくさんあるので、それが関東にあれば文化財になるかもしれないんですけど、京都はそういった古いものがたくさんあるので、古くても指定がかかってないものがたくさんありますので、基本的には文化財のスコープに入らないものと考えております。

文化財のほうで、もちろん文化財と一体ということも考えていくんですけども、一義的には文化財にならないようなものを主に対象としていこうと考えております。

そして、点か面かという点におきましては、それはやはり両方ということになります。そして、どちらかという、外形的な部分での価値というよりは、その場にその建物があつたことの意味であるとか、その場がどういう土地であつたのかというところに価値を見いだすような継承をしていく。

例えばですけど、日本橋の町なんかを見たときに、あそこはもともと薬問屋がたくさんあつた町。今でも製薬会社の本社がたくさんあつて、昔は薬問屋があつたから薬問屋なりの建物の風情であつたりとか、建物の町の姿というのがあつたと思うんですね。そういった町が持っている機能に応じた使い方もしくはそれが外形としてあらわれている。そういうようなもともと持っている機能とか、営みとか、そういう部分に価値を見いだすようなまちづくり、建物づくりというものを考えていきたいと思っております。

【吉見部会長】 ありがとうございます。後藤治委員。

【後藤（治）委員】 近現代で話をしたのは、あくまでも最初にやつた建築文化に関する検討会議のほうでありまして、今度の新しい建築文化のワーキングのほうはもっと視野を広げているということです。

それから、単体と地域については、今山口調査官のほうからお話があつたとおりで、さらに付け加えて言うと、地域になればなるほどやはり、佐藤委員が言われた、自治体の考え方とかまちづくりの方向性というのが非常に大事になってくるのではないかなと思っております。

それから、田中委員からありました都市と地域と、またそういった重要文化財になっているものとかも、一応念頭に入れてあります。金野委員は今重要文化財を活用するということを非常に力を入れてやられていて、それは都会のものではないんですけども、重要文化財に

なっている岡山県の住宅を非常に活発に活用することにチャレンジされていて、今の課題を非常に認識されております。

それから、都市部と地方でいうと、黒木委員なんかは東京建築士会ですから、当然大都市の問題に詳しいですし、永山委員は、逆に一方で地方のまちづくりに非常に詳しい方が入っていますので、一応そういった形でバランスを取ったところで、先ほどの自治体の話も含めて議論できればいいかなと思っております。

【吉見部会長】 ありがとうございます。今の点か面かということに関して言えば、なぜこれが建築ワーキングというだけじゃなくて文化という名前がついているかということとも絡むかと思えます。つまり、先般来ずっと議論してきているように、文化といったときには単に一つ一つの文化財という、物としての文化財だけではなくて、やっぱりそれをめぐる様々なプロセスといいますか、それは経済であったり、生活であったり、様々な人々のなりわいであったり、それを全部含めた、お互いに耕していくプロセス全体が文化だということをおの部会ではずっと言ってきておりますので、そういう意味では当然ながら面になってくることがあるかと思えます。

ほかに何か、ZOOM上、オンライン上の先生方のほうからももしございましたら、直接御発言いただいても結構ですし、あるいは手を挙げる機能で手を挙げていただければ幸いです。

保坂委員、お願いいたします。

【保坂委員】 ありがとうございます。建物の保存で、それを自走させていく、それ自体が利益を上げていく形で保存という話があったかと思うんですけども、ひとつお願いというか、先ほどまちづくりの話も出たんですが、ホテルとかカフェとかで使っていくことも重要かと思うんですけども、それに対して例えば私が勤務しているような美術館のようなところが、ディスカウントじゃないんですけども、一緒にプロジェクトをジョイントさせていただく形で共存共栄できるようなところができるといいなと思いました。

というのも、デュッセルドルフにアルド・ファン・アイクが造ったある建物があってシュメラ・ハウス (Schmela Haus) というんですけども、その保存が課題になったときに、その場合は、ノルトライン＝ヴェストファーレン州がその建物を買収したんですが、それを州立の美術館に貸与する形で一時期非常にうまく使っていました。美術館は夜間開けにくいんですけども、その建物を夜間使って市民向けのいろんなレクチャーをやったりするというような活動をしていたんですね。しかもそれが、今、ちょっと情報を追っていたんです

けど、実は最近はそのがコマーシャル・ギャラリーになっているようなので、事実上転売したのかもしれないところはあるんですが、そういうように柔軟に建築という資産とその価値というものを考えられるのであれば、例えば1回公的機関が預かって、そのブランディングをして、もう1回それを民に返すとか、あるいは民と官が協働してその施設を運営していくとか、そういうことも考えられるのではないかなと思いました。

以上です。

【吉見部会長】 ありがとうございます。大変有益な御意見をいただきました。あと、桶田委員。

【桶田委員】 すいません。この方面は不勉強なので見当違いのことを申し上げるかもしれないんですが、先ほどのお話の中で何らか自走というお話があったと思うんですけども、自走というからには、リソースを提供するのか、コストを軽減するのか、どっちかしかないと思うんですね。予算がないからこの仕組みをつくるんだというからには、リソースはないんだろうと思いますので、リソースを新たに追加する方向での議論はきっときれないだろうと思うので、それよりはやっぱりコストの削減、基本は税になってしまうんでしょうけれども、コスト削減のことを議論いただくのかなとも期待をしています。

と申しますのも、コスト削減の方向であれば、収益事業を行えばより収益は増すでしょうけど、先ほどの後藤和子先生のお話にもございましたけれども、通常利用していても、コストが低減されればまだ持っていられるとか維持されるということはたくさんあるはずなので、両方に多分資する取組になるはず。

やっぱり今のインバウンドなんかの、ありがたいことではありますけれども、多くなっている中で、下手に収益化の比重が増してしまうと、私、住まっているのは大阪ですけども、にぎわっていていいなと思うと同時に、かなり局所的にすごく行列が発生したり何だりというのを目撃はしているので、組合せの問題とか、程度、場所の問題だと思いますけど、そういうのが1つ。

あともう一つは、制度としていかに簡素で利用しやすくしていただくかというのが多分きっと大事だろうと思っておりまして、先ほど来のお話でも町並みとか場とかつながらとか、あと、いわゆる文化財以外のものとありましたので、相当広範になるはず。リソースの提供でないだとしたら数が増えることはそこまで問題ではないはずなので、本来望ましいと思うんですけど、そのときに制度として簡素じゃないと、とても多分使いづらい。地方のまちづくりは当然ですけども、地方公共団体が何らかの形で認定しなきゃいけないとか、

リンクした瞬間に、多分地方公共団体ごとの事務処理能力とか、いろんなことと組み合わせさ
って物すごい難しさと手間が発生すると思うので、リンクすることは大事だと思うんです
けど、簡素にそれだけをまずシンプルに利用できるような制度になっていて、それをさらに
追加的に活用する場合には、地方公共団体と何らか組み合わせられるみたいな、多分そうい
う制度にしないと活用が非常に難しそう印象を受けました。

すいません、好き勝手ばかり申し述べましたけど。

【吉見部会長】 どうもありがとうございました。倉森委員、どうぞお願いします。

【倉森委員】 皆さんのお話を伺っていると、本当にこれは大事で、緊急を要することを
されているんだというのが本当によく分かって大事なことだと思います。スケジュール案
というところにぜひどこで具体的に何かをすとか、いつ始めるとか、最終報告書には「何
かを本当に始める」という内容を記載することを目指してワーキンググループが始まると、
本当に意味のあることになると思います。

【吉見部会長】 ぜひNHKでも番組を。

【倉森委員】 もちろんです。

【吉見部会長】 よろしくお願いします。

【倉森委員】 本当に同時進行できるぐらいの話になれば本当にいいと思いますし。

【吉見部会長】 よろしくお願いします。後藤先生、何か。

【後藤（治）委員】 石田先生が。

【吉見部会長】 石田委員、お願いいたします。

【石田委員】 オンラインで途中で退席いたします。申し訳ありません。今、NHKの話が
でましたけれども、どうしても建築という話になってくると、私がいるような舞台芸術の世
界からちょっと遠い話のように聞こえてしまうんです。ですが、実はそんなことはなくて、
そこで例えば映像を撮るとか、それから、演劇のようなことをやってみたりとか、いろんな
ことができると思うんですよね。

なので、発想をぜひ広く取っていただいて、もちろん活用ということになるんでしょうけ
れども、にぎわいというのがつくれるんだということを考えていただきたいというのが1つ。

私、勤務の関係で根津辺りを歩くことが多いのですが、例えばフランスの映画のク
ルーが路地裏で映画を撮っているんですよね。そういう場面に結構出くわすのです。彼らは
彼らなりにロケハンをしてそういう町並みに魅力を感じて使っているのだと思うんです。
そういう魅力というのを、我々が気がつかないところを、彼らは見ているんですよね。

なので、同時進行とおっしゃいましたけれども、進めていくうちに、海外への発信ということをしつこく頭に置いてやっていただきたい。内向きになるのではなくて、そしてまたそれが観光ということではなくて、芸術的な活動につながるような発信というのがひとつあるといいのかなと思いました。

以上です。

【吉見部会長】 ありがとうございます。非常にこれも重要な視点かと思います。

ちょっと蛇足を加えれば、1970年代の半ばに早稲田小劇場を主宰されていた鈴木忠志さんは、富山市の利賀村の古い民家にほれ込んで、岩波ホールの総芸術監督の地位を捨てて利賀に入っていて今のSCOTがあるわけですけども、出発点は利賀村の古い民家の建築から日本の演劇は世界に発信できるという確信を彼が持ったということがあったと思います。これは今の石田委員のおっしゃられたことと重なる話なのではないかと思います。

そういう場所が実はいっぱい東京にも地方にもあるという、これをどういうふうに見える化し、海外に向けて見える化していくかという、そういうことでよろしいですね、今の石田委員のお話。

【石田委員】 おっしゃるとおりです。まさに私のイメージしたことを代弁していただきまして、ありがとうございます。

【吉見部会長】 ぜひその辺も議論していただけるといいと思います。生駒委員、次に堀内委員、お願いします。

【生駒委員】 御説明ありがとうございました。私もいろいろ仕事をしている中で、近代建築というか、例えば坂倉準三さんという方が建てられた、三重に建てられた建物が危ういと、取壊しになるんじゃないかという騒動がありまして、それで今持ち直して、再開発され、再生されるようになりました。

そのときに、全国にこういう問題があるということに気づきまして、現代建築と言われても、一般の方は、うん？ 明治以降に建てられた建物かなぐらいな認識だと思うので、存在意義みたいなもの、建築自体が当たり前のように社会に存在していますけれども、建築の文化的意義、存在意義を見直すすごくいい機会に今回はなるかなと思いました。

そういう意味で、そういったブランディングじゃないですけど、パーパスブランディングじゃないですけど、なぜ存在しているのか、あるいはなぜ守らなきゃいけないのかというところの根本を、関係者だけじゃなくて広く社会にも、地域の社会の方にも伝えていっていただけるといいかなと思いました。

あとまた、1つだけ、これちょっとここから外れるかもしれないんですけど、戦後の建築、日本の建築ってすごく世界から注目されているんですけど、そのマーケットが十分にアーカイブ化されておりません。例えばフランスのポンピドゥー美術館がごっそり買ってしまったりしているというのを聞くんですね。今、寺田倉庫さんもすごく頑張って保管されていると思うんですけど、やっぱりそういう建築が非常に文化としてすごい意義深いものであるということをいま一度、我々自身が認識することというのがすごく重要ななと思っていて、今回こういうワーキンググループを設けられたのはすごく期待しています。

【吉見部会長】 ありがとうございます。まさにそれを少しでも何とかしようということ、湯島の建築資料館は頑張っていってほしいんですけども、まだまだなかなかというところもごさいますよね。

【生駒委員】 海外の美術館に買われてしまうと日本で展示会ができにくくなりますよね。持ってこなくちゃいけないので。ぜひ頑張ってください、近現代、現代の最先端までお願いしたいと思います。

【山口調査官】 承知いたしました。ありがとうございます。

【吉見部会長】 最近、非常に貴重なものが海外の美術館が建築ごと買って移築していますから。

【生駒委員】 そうですね。

【吉見部会長】 堀内委員、お願いいたします。

【堀内委員】 ありがとうございます。先ほどから出ている話ともつながるんですけども、建築物もいろんな在り方があると思っておりまして、都市と地域、あるいは住宅とか、いろんなタイプに応じて考えていく必要があるというお話であったと思うのですが、官民の間にもまたがる話だと思っておりまして、企業が所有、管理する建築物やエリアもたくさんあると思うんですけども、生駒委員からお話があったように、日本の近代以降の建築は非常に高く評価されており、それらを企業も多く支えてきたところです。一方で、では保存・活用をとったときに、がんじがらめになり過ぎてしまうと、様々な活用の仕方がある中で、維持して活用したいののだが、所有者としてはなかなか思うようにいかないといったことになると残念な方向に行ってしまう可能性もあると思っております。過去にも、本来であれば保存されたほうがよかったもので、そこに至らずにリセットされてしまったという例もたくさんあると思いますので、その辺りは、後藤和子委員から形だけ残せばいいかどうかという問題も提起いただきましたけれども、様々な観点から柔軟に御議論いただけると大変あ

りがたいと思います。

【吉見部会長】 じゃあ、池上委員、お願いします。

【池上委員】 最後に。全く門外漢からちょっと感想とお願いなんですけど、多分こういったワーキンググループ全部にですが、究極の目的をもっと単純化して、これもこれもこれとも言っているとアピール力が多分下がるだろうと。素人が見ても、こういうことやっているんだということを、もちろん中身はいろいろあるんですけど、最終的な目標は極力絞った上で、明らかに誰が見ても分かるような、そういった表現としていただいたほうが、せっかく一年半ぐらいやるので、成果として見やすいような形でお願いしたいと思います。

以上です。

【吉見部会長】 どうもありがとうございました。小池委員、お願いします。

【小池委員】 ありがとうございます。今回建築に関する部会ができるということで私もすごく楽しみなんですけれども、日本ってすばらしい建築家の方がたくさんいらっしゃるというのは、本当に世界に誇る文化というか、資産だなと思って、私も建築大好きです。

過去のものを守っていくということもすごく重要なことだと思うんですけども、将来的な、あと現在進行中のものというのをどのように評価とか、気をつけていくのかみたいな視点も重要だなと思っていまして、今回ワーキンググループのメンバーもフィックスしたとは思いますが、例えば私の投資先であり私も社外役員をやっているんですけども、NOT A HOTELという新しい別荘をたくさん建てている会社がありまして、国内外の有名な建築家をどんどん起用して、特に日本の若手の建築家の方をどんどん起用して、国内あるいは海外の本当にハイエンドな富裕層の方々をターゲットとした場所をつくっているという、そういったスタートアップがあつたりします。なので、こういうところのメンバーも本当は入れていただいていたらうれしかったなというのはすごい個人的には思うところです。

実際にNOT A HOTEL、例えば、今、私も今日実はNOT A HOTELの宮崎におりまして、オンライン参加なんですけれども、青島という宮崎市の国定公園があるんですけども、その中に市との入札でNOT A HOTELが落札をして、ハイエンドな別荘を建てさせていただいて、あとは、一般市民の方も入れられるような施設も造ったりとかしながら青島という場所を盛り上げています。

この場所にNOT A HOTELができたことで、実は青島の地価が3倍になったとか、あとは地域住民の方々が経営するような地元のお店にもたくさんのお金が落ちるようになったとか、

地元経済をすごく活性化していきまして、すごくいい事例だと思うので、こういった拠点がどんどん日本にできていくということとかを知っていただくとか参考にしていただきたく、そういった視点でも既存のメンバーの方々でもお話しいただけるとうれしいなと思っています。

以上となります。

【吉見部会長】 ありがとうございました。

予想をはるかに超える熱い議論と多くのアイデアやアドバイスをいただきまして、後藤先生、大変な大役だということを今、自覚されているんじゃないかと思えますけれども、金野委員、後藤委員がイニシアチブというか、中心的な役割を果たすと思えますので、どうかこの場でのいろんな議論を受け止めていただければと思います。

まずは、今回はワーキンググループ設置の承認でございますので、もう相当意見が出ました。それで、この場におきまして設置の承認をいただきましたら幸いと思えますけれども、いかがでございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【吉見部会長】 ありがとうございます。

それでは、部会としてこのワーキングの設置をお認めしたいと思います。

したがって、現在この部会には、アート振興ワーキングと建築文化ワーキングという2つのかなりスペシフィックに焦点が絞られているワーキングが2つあって、これは最終的に来年の1月と3月の、これは5回目、6回目というんですか、5回目、6回目の部会の中では御報告をいただいて、それで全体のまとめの中に組み込んでいくという形にさせていただくつもりであります。

それでは、議題1は以上ということで、議題2に移らせていただきます。議題2は文化芸術の創造的循環に関する取組についての議論となっております。

まずは資料2に基づいて前回までの議論を踏まえた論点整理を事務局から御説明いただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

【河合専門官】 ありがとうございます。資料2について御説明させていただきます。

こちらの資料でございますが、前回第2回の部会の際に資料1として御確認いただいた論点整理案を拡充する形で作成した資料でございます。

項目が（1）から（7）までございまして、（1）から（5）につきましては、前回の資料からあった項目でございます。それぞれの項目について、前回、資料に記載していた項目と関

連論点、そして赤い文字で、前回、委員の皆様やヒアリング先の方々からいただいた御意見を記載しまして、最後に関連するこれまでの進捗状況を記載する形で作成しております。

(6)、(7) は前回の御議論を踏まえて今回新たに追加した項目となります。

本日はこちらの資料を基にさらに各論点について御意見をいただけたらと考えております。

まず1ページ、(1)、基金・ファンドの課題でございますけれども、前回いただいた御意見の内容につきましては、御議論のお時間を確保するために読み上げは省略させていただきます。

ページをおめくりいただきまして、2ページにこれまでの本件に関する進捗状況を記載しております。

まず、ブレンデッド・ファイナンスにつきましては、今年1月のシンポジウムや前回の竹下様の発表で事例の共有をいただいております。

また、融資等の民間からの新たな資金調達の検討につきましては、令和7年度の概算要求において調査研究経費を計上しております。

また、社会的インパクトの可視化のためのデジタルツールキットの活用につきましては、今年度から実証事業を実施しております。

最後に、サポート人材（機能）の育成につきましては、文化芸術団体の自律的・持続的運営促進事業の中で検討しております。

概算要求につきましては、この後、参考資料2で補足をさせていただきたいと思っております。

続けて(2)でございます。企業版ふるさと納税・寄附制度の課題につきましては、2ページ下のこれまでの進捗状況のところでもまとめておりまして、企業版ふるさと納税の話に関しましては、第1回の部会で群馬県の佐藤様より事例の共有をいただいております。

また、税制につきましては、文部科学省全体として、特定公益増進法人等への寄附に係る令和7年度税制改正要望を実施しております。こちらにつきましても、この後参考資料3を用いて御説明させていただきます。

ページをおめくりいただきまして、(3)、文化経済マネジメント組織（体制）の構築でございます。こちらに関連する進捗状況は、ページの真ん中から少し下のところでございます。まず、文化芸術事業のビジネスモデルの可視化につきましては、委託事業として、文化芸術団体の自律的・持続的運営促進事業の中で検討しております。

また、2点目、バックヤードの共同化につきましては、他分野の事例も含めて今後ヒアリ

ングや事例収集等を行ってはどうかと考えております。

次に、(4) 公共と民間の好循環でございます。こちらにつきましては、ページをおめくりいただきまして、4ページに記載がございますけれども、第1回の部会の際に群馬県からパーセントフォーアートという事例を御共有いただいたところでございます。

(5)、経済中心から文化重視への社会転換ということにつきましては、総論的な項目ということもございまして、直接的な進捗については記載していませんけれども、御意見として、経済中心からという表現だと対立的な見方のような印象を受けてしまうのではないかと御指摘があったところでございます。

(6) からは前回の御議論を踏まえての論点追加でございまして、(6) は、追加論点のうち場の活性化については前回特に多数御議論いただいたということで、特にまとめさせていただきます。

本件の進捗につきましては、ページをおめくりいただきまして、5ページに記載がございますけれども、前回第2回の部会でデキタの時岡様、また金野委員から事例の共有をしていただきました。また、先ほど、建築文化ワーキンググループの設置について御審議いただいたところでございます。

(7)、最後でございまして、こちらは、その他の論点をまとめておまして、3点でございます。文化工芸品の規制に関する決定方法がよく分からないという点、また、歴史的資源を活用した観光まちづくりといった成功事例の文化庁からの宣伝が必要ということと、日本遺産についてしっかり伴走支援をして文化観光推進をやるべきという御意見をいただいております。

そして、すみません、参考資料1のほうについても少し申し上げます。先ほど吉見先生からおっしゃっていただきましたけれども、今年度のスケジュールにつきましては、こちらの参考資料1の2ページ目、2. スケジュールというところにこれまでの部会の内容と今後のスケジュール感について記載をしております。今回、第3回、10月3日でございます。

これ以降につきましては、11月25日は既に御相談させていただいた日程でございましてけれども、こちらについては、本日の御議論も踏まえた上で関係者ヒアリング等を調整し、また意見交換をさせていただけたらと思っております。

そして、年明けまして、1月、3月頃にそれぞれ各ワーキンググループの検討状況、報告等を受けつつ、最終的に報告書案について御審議いただくということを検討しております。

参考資料2と3、予算関連等につきましては、中村補佐のほうから御説明をお願いします。

【中村補佐】 簡潔に説明させていただきます。参考資料2のほうを御覧いただけますでしょうか。

ちょっと細かい資料がたくさんついていて恐縮なんですけれども、全編通し番号でいきますと4ページ目に当たるところでございます。こちらは文化芸術団体の自律的・持続的運営促進事業ということで、本部会におきまして、カウンスルワーキング等々、御議論いただきましたアーツカウンスル機能の強化に向けた伴走支援型の支援体制の在り方を検討していくという事業でやっております、この中で先ほど論点の中でも出てきておりました資金調達であるとか、マネジメントの人材なんかも含めた検討を行っていきたいということ考えておきまして、来年度増額要求という形でさせていただいております。

そして1枚また進んでいただきまして、通し番号として6ページ目、6番という数字がついているところでございます。こちらはデジタル基盤強化・活用促進事業ということで、今年度から2,000万円の予算がついておきまして、これ、すいません、来年度要求の資料なので、ちょっと今年度の内容は書いてないんですけども、基本的に同趣旨のことをやりまして、本部会でも過去に事例の紹介などありましたアーツカウンスルイングランドのインパクトインサイドツールキット、こちらの調査を行いまして、我が国においてそうしたツールキットの活用の可能性というのはどれぐらいあるのかということを実証などしていきたいと思っております。それを踏まえて来年度またさらに発展した取組を行えればというふうな形で考えております。

関連予算は以上でございます、参考資料3を御覧いただけますでしょうか。税制改正要望事項という資料でございます。

こちらの中の1枚おめくりいただきまして、1ページ目の上段に相当する部分で、特定公益増進法人等への法人寄附に係る特別損金算入限度額の拡充ということで要望を出しております。

本部会におきましても、法人税の観点で、協賛金などと比べて税制の優遇措置がなかなか魅力的じゃないというような御指摘もあつたりしたと思います。

一方で、なかなか文化というくくりで改正要望を行うということは従来から難しいということがございまして、なかなかその中で要望の仕方というのは難しかったところなんですけれども、今般、文科省全体で、文化に限らず、教育、スポーツも含めてですけれども、特定公益増進法人という、いわゆる公益法人とか独立行政法人がこの枠に入ってくるんですけども、こうした法人類型に対する法人寄附の優遇策ということ税制改正要望で出させ

ていただいております。まだ要望段階ということで、なかなか内容もチャレンジングな要望になっておりますので、なかなかこのまますんなりといくかどうかというのは、まだちょっと見通しが立たないところがございますけれども、我々としてもこういった形でできる限りの努力をしてみたいと思っております。

以上でございます。

【吉見部会長】 ありがとうございます。かなりの論点が出てきていますので、今、幾つか出たお話の中で、こういう議論していただきたいということを申し上げておくと、そもそも今回の部会の焦点は、1つは資金調達といいますか、文化芸術に資金が流れる、しかも持続的に資金が流れる仕組みの基盤をつくるという制度設計の問題ですね。

そしてもう一つは、人材のことはちょっと後回しにておくと、もう一つは、やっぱり場の活性化という、先ほど随分議論を既にさせていただいたところがございます。

前者の資金調達という話との関わりで、今最後に御説明があった特定公益増進法人への寄附等の税制優遇措置について御検討いただいているところがございます。この辺の話を詰めるということもあるかもしれません。

また、今日の資料2の緑色でくくってあるところ、融資等の民間からの新たな資金調達方法の検討については、令和7年度概算要求で調査研究経費を要求するようになっていて、じゃあ、どういう調査研究を進めて民間からの資金調達の仕組みをつくるのかという、この辺ももうちょっと詰めて議論をしていったほうがいい気がします。

2ページ目の下の一番下に書いてあるところは、今、最後に御説明あった特定公益増進法人の寄附税制という話ですね。これも重要なポイントかと思います。

また、文化芸術は、例えば演劇とか、音楽とか、小規模な団体や施設が多いので、やっぱりバックヤードの共同化は実質的には重要なことだと思いますけれども、その辺のこともどういう仕組みなのかという議論もこれまた大変重要なポイントです。つまり、そういうインフラをどう整備するのかということについての話を詰めていただきたいというのも今日の後半の趣旨でございます。

それからもう一つ、これは後で事務局に御説明いただければいいんですけども、先ほどの概算要求の参考資料、御説明いただきましたけれども、ばらばらとした概算要求がいっぱい分裂していっぱいあるみたいなふうに見えちゃうんですね。

だけど、部会の立場からいえば、これだけ統合性の高い議論をしてきているわけだから、一体、全体としてこうした文化芸術予算の概算要求は何を目指しているのか。全体として目

指している体系性の中で、それぞれの概算要求はどう位置しているのか。また、この概算以外に補正もあるわけですから、補正予算と概算要求の予算との関係はどうなっているのかというあたりについて全体像の中でも位置づけていく必要があります。我々はこういうビジョンを持って未来の日本の、日本国の文化芸術の振興に関してこういうビジョンを持っていて、だからこことここはこのために必須であるという、こういう議論を組み立てないといけないと思うのです。

では、どなたからでもぜひ御意見、あるいは御質問も多いですね、きっと、御質問を含めて御意見をいただきたいと思っております。どうぞ、池上委員。

【池上委員】 議論の前提でちょっと確認なんですけど、資料3ですか、税制改正要望でいろいろ出ていますが、現時点で財務省ないし総務省の取りあえずの感触ってどんな感じなのか、お分かりになりますか。

【中村補佐】 今まだ資料を出して調整に入り始めたところですので、なかなか最初の入り口の段階では、これの必要性はどうだとか、有効性はどうかということ、説明を求められているというような状況だと聞いています。

ただ、客観的に見ましても、この内容自体は、これまでにない、かなり高い球というか、チャレンジングな内容である要求ではあるので、そういった辺りでは、その部分の厳しさというのは当然あるのかなと担当としては感じているところでございます。

【池上委員】 すみません。これ、私、別のところでも言った覚えがあるんですが、税制改正要望、いろんな特例ですよ。それでいろんな新しいことをやると。相当これはチャレンジングだと思っているんですが、現在あるいわゆる特例措置の利用状況とか、そういうことを多分確認されると思うんですよ。それで例えばまだ枠が余っているだろうとか、そういうときに、今、例えば目いっぱい、これ以上枠が使えないからこういう繰越しを要求したんだという形で説明をできるようなことはやっぱりやっていかないと、相当これはチャレンジングな話だと思っていますので、そういったことを踏まえた上で、私、前回言ったんですが、現在あるいろいろな特例措置をもっとうまく使いましょうという、そちらのほうにまず軸足を置いて、それを全部使い尽くしちゃったみたいな形で、でもなおまだこれだけの使えないものがあるんだということのほうがより説得力があるようなちょっと気がしたということでございます。

以上です。

【吉見部会長】 事務局いかがでしょう。

【中村補佐】 おっしゃるとおりだと思っております。まず、今の枠が実際どれまで使えているのかというのはなかなかちょっと実際のデータ取りにくい部分があるんですけども、今回、要望内容の中で、翌年度の繰越しを認めてもらう、損金算入の、これまで年度単位だったんですけども、繰越しも可能にするようにという要望内容になっております。これも、企業の皆様からはこうした年度をまたいだ繰越しがあれば望ましいというようなお声があったというようなことがありまして、盛り込んでいるということでございます。

それであと税制優遇措置の周知に関して、我々も資料を作ったりとかホームページで上げたりとかはしているんですが、なかなかその部分の認知度が上がってないというのは事実でありますので、引き続きそうした部分についてはしっかりと検討してやっていきたいと思えます。

ありがとうございます。

【吉見部会長】 ありがとうございます。非常にざっくりした議論でいうと、先ほどの前半の建築文化の話とも重なりますけれども、芸術文化の振興という話と、これから石破内閣が掲げていくはずの地方創生と相性が極めていいですね。

だから、地方創生という話と芸術文化振興は切っても切れみたいな形で、じゃあ、どういう制度設計があり得るのかという。積み上げ型の、これまでのものを積み上げていくという話と、国家的にこれが必要だからこういう制度が必要だという両方あるべきではないかという気がします。ただ、税制を知らない私の意見です。

ほかの先生方、委員の方々。後藤和子委員、それから島谷委員、お願いします。

【後藤（和）委員】 すいません。資料の2のところに関係して発言してよろしいでしょうか。

【吉見部会長】 どうぞ。

【後藤（和）委員】 まず(1)の基金・ファンドのところなんですけれども、2つ申し上げたいことがあります。1つは、芸術文化振興基金というのが既にありまして、国から約500億円を拠出し、民間からも100億円の寄付を募り1990年に始まっています。それを運用しているのは芸術文化振興会というところで、文化庁からも毎年補助金をたくさん出しているところになります。芸術文化振興会の財務諸表も公開されていますので、見ていただいたら分かると思うんですけど、運用はしているんですけど、年々減少しています。既に1990年から実施してきたこの基金の総括というか、何ができて何ができなかったのか、なぜ運用が増えていくようにできなかったのかということは、ヒアリングをした上で次のことをやると

ということが大事だと思いますので、ぜひヒアリングしていただければと思います。それが1点です。

それから2点目は、黒丸の2番目なんですけど、観光と文化の間の資金還流の仕組みの構築というところで、近年インバウンドが増えていますので、各都市で実施している宿泊税の収入が増えてきています。京都市でも二、三年で2倍ぐらいに収入が増えているんですね。

ところが宿泊税というのは地方自治体の法定外目的税なので、ある目的にしか使えない税なんですけど、その目的が観光振興になっています。つまり、観光から上がる収益を観光に使うことになっています。しかし、例えばアメリカのある州では、観光客が来る理由の1つに文化があるじゃないかと。文化的に魅力があるから人が来るんだから、文化の芽になるようなところに補助金を出してあげているんですね。ホテル税の14%は還元するといったことを自治体でやっていたりします。日本でも、観光のもとになっている部分にお金を回すということが広がってくると観光のお金が文化に回るという資金還流の仕組みが1つのルートとしてできるんじゃないかと思います。国税ではないので直接文化庁が何かすることはできないかもしれませんが、考え方として自治体に提言することはできるんじゃないかと思います。

京都市は、宿泊税収入を町家保存のほうにも使っています。観光をどういうふうに捉えるかということとも関わるんですけど、宿泊税のところでは資金還流の仕組みができたらいなと思います。

【吉見部会長】 ありがとうございます。2点とも大変重要な問題提起だと思います。後者の観光と文化のことに言え、観光と文化は一体なことは言うまでもなくて、大体観光するといったら、自然を観光するか、文化を観光するか、どちらかですね。

それから、芸文振についてですが、あれは何億なんですか、15億の倍、28億？

【桶田委員】 3年で60。

【吉見部会長】 3年で60。その文化施設に関わるほうの審査会の部会長をやらせていただいたんですけども、そうすると、ここはすごく大きな可能性がある。前者で後藤和子委員から言っていたことについては、林室長なり文化庁なりのほうからちょっとレスポンスをいただければと思います。後者の観光税のことはどなたからでも、また御意見もいただきたいと思います。

【中村補佐】 それでは、私のほうからお話しさせていただきます。芸文振の基金については、先生のおっしゃることを踏まえて、我々としてもフォローアップをしていきたいと思

っています。

今回御議論として論点になっているのは、さらにそれに加えて、民間からの融資の仕組みとどういふふうに組み合わせていくかというようなことだとは認識しておりますので、そうした点も含めて、ファンディングの在り方がどういったものであるべきかということは、部会における議論もいただきながら、我々としてもしっかり考えていきたいと思っております。

宿泊税の関係、まさに先生おっしゃるとおり、地方税の問題でありますので、なかなか国から直接にということは難しいところもあるんですけども、一つ、我々、国レベルでということでございますと、観光庁の旅客税、出国税の財源を使いまして、文化財なども含めまして、その磨き上げということを取り組んでおります。ここは国レベルではしっかり連携をしているところでございますので、自治体としてもそうしたいい方向に動きが促進されるように本部会でも御提言をいただければありがたいなと考えているところでございます。

【吉見部会長】 何か補足ありますか。

【林室長】 御指摘ありました1990年につくられた芸術文化振興基金については、高金利のタイミングで、運用型の基金として造成されており、その運用益が減っていく中で、芸術振自身でもこの先をどうすべきか、ということを検討した経緯があると思いますので、その辺のことを共有させていただければと思います。現在は、なかなか運用型では難しいのではないかと、この先どのようにするのかを検討するタイミングが来ていると考えております。

【吉見部会長】 ありがとうございます。山内委員、お願いします。

【山内委員】 よろしいでしょうか。資料2の(3)についてまずちょっと御意見申し上げたいと思います。その中で文化経済マネジメント組織の構築という見出しで4つ目でバックオフィスの共同化、事業者の経営効率向上についてのところなんですけれども、バックオフィスの機能でいうと、経理とか労務あたりが中心的な存在だとして、私の専門が経理の部分なんですけれども、今、全体的に労働人口が減る中で、制度がどんどん複雑化していますと。人を育てるにも育成が困難で、現場の負担が重たくなるばかりというのは文化芸術領域に限らず、どの産業も同じような構造になっていると。

一方でバックオフィスのいわゆるBPOと言われるサービスが非常に大きく伸びているということがありまして、例えば経理、労務の領域だと、いわゆる士業事務所系から非士業事務所系のアウトソーシング事業者まで幅広く事業者が登場していると。いわゆるDXの進展で、昔だと紙の書類でその場でやらないといけなかった作業が遠隔でもアウトソースを受

けられるとか、そういう領域がかなり広がっているというのがあるので、この辺りの最新の市場動向を踏まえた議論もこの中でできるといいのかなというのが1つの意見として申し上げたい点になります。

もう一つが、先ほど言いそびれた部分でもあるんですけど、場の活性化、(6)のところでも1点だけ申し上げます。全体として制度を通じて利活用のハードルを下げるという視点ももちろんすごく重要だと思うんですけど、一方で、とがった事例ですよ。建築文化全体に活力をもたらすような成功例を増やしていくという視点も重要なのかなと考えています。いろいろな例を見る限り、やはり高度な事業の企画力とかプロデュース能力というのがとても重要だと。しかも本気でリスクを取って事業を展開しているという方々が成功例を生み出しているというところで、運よく物件、建物がそういった方々に見つかって見初められれば始まるけれども、運悪く見つからなければ、素材は素材のまま眠ってしまうのであるとか、朽ちていくであるとか、出会いは非常に偶発的であるなという印象を持っていて、ほとんど見つからないみたいな状況があるのかなと思っています。

そういった企画、プロデュース能力の高い方から学んでいくであるとか、そういった事例をどうしたら増やせるのかという方向での御議論も一方で必要かなと思うので、ちょっとその視点だけ述べさせていただければと思います。

私からは以上になります。

【吉見部会長】 ありがとうございます。後藤委員、お願いします。失礼しました。島谷委員、お願いします。

【島谷委員】 細かいことというよりも、総体的なものとして、この概算要求を見せていただくと、非常に細やかに文化庁さんが予算要求してくれているなというのは非常によく感じます。それはよく感じるんですが、これを一般の方が補助金を助成するためにどうやって取得していいかが分からない人はあまりにも多過ぎると思うんです。

だから、4ページでしたかね、伴走型支援というのがありまして、こういう伴走型支援のような形であれば中小の組織でも補助金が取れると思います。ただ、これだけ見て申請しろというのは難しいです。これだけ用意しているんだから、使わないのはあなた方が悪いというのではなくて、どうすれば使えるかということを充実してもらいたいというのが第1点目なんです。

それで2ページ目に文化活動に関する法律相談窓口の実施で7,600万円と取っています。とにかく分からないことはここに全部聞けということを経口として大きく打ち出すことが

一番いいことのように思います。申請できるというのは体力があるところで、体力がないところは申請すらできないというのが現状になっていると思いますので、もう少し分かりやすい申請の仕方を考えていただきたい。それが2つ目です。

それから芸文振の基金については、非常に大きい額があって、ここから海外展の補助金等が出ているのを知っております。先ほど田中委員とも始まる前に雑談したんですけど、前は文化庁の海外展というのがあったんですが、それがなくなっています。これは非常に大きいことで、予算要求はもうしないと私は聞いているんですが、そこで補助金とか基金ということではなくて、文化庁の海外展を復活するということはインバウンドの人を増やすのに非常に大きい役割を示すと思います。以前は欧米1個、アジア1個というのでずっとやってました。それが止まって5年、6年ぐらいになりますよね。これはぜひ復活してほしいと希望します。

それからもう一つ、出国税の問題です。ちなみに、皇居三の丸尚蔵館、今私が勤めているところですが、これは出国税でできています。今までなかったシステムで国立博物館ができています。宮内庁がつくって、それを提供してもらおうという状況にはなっていますが、建築する予算自体建物は出国税でできています。

今入館者の様子を見ますと、4割ぐらいは外国の人が入っています。一方で、皇居東御苑に無料では入れるということを知らない日本人が多過ぎるんじゃないかなという。

皇居三の丸尚蔵館は、もともと宮内庁のときも国立なんですけど、文化財機構の管轄になったということはこの中でも知らない人がたくさんいるんじゃないかと思います。国内に向けてのアピールの仕方ももっと必要であるなと思います。

それから、ちょっと論点から離れるんですが、(7)の追加論点というところがありますね。この中で、文化財は保存と活用がセットだと感じているが、美術工芸品の場合は、保存の部分の規制がどこでどういうふうに変更されているのかよく分からないという意見があります。これはやっぱり非常に重要なことで、文化庁が規定しているのはこうすることが望ましいということで、追認規定だと思うんですね。今までこういう制限でやってきて問題がなかったから、それを続けていきたいということなんです。事故がないからそれでいいじゃないかという形になっているんですが、翻ってみると、欧米で日本美術の展示をやっているところを見ますと、3か月、あるいは半年出して、その代わり3年休める、5年休めるという形でやっています。

こうすると、現場の能力というか、ほかの部分に向けられます。これが今の規制どおりで

いくと、かなりローテーションが厳しいというようなことがあります。こういうところも論点整理をしておかれたほうがいいなと思いました。

【吉見部会長】 島谷委員ありがとうございました。重要な3点の論点ですけども、2点目については文化庁のほうから直接お答えいただいたほうがいいと思います。

【中村補佐】 海外展の……。

【吉見部会長】 海外展。文化庁スペシフィックな話なので。じゃあ、後ほど調べた上でお答えいただくということにして、1点目はまさしくこの部会の中でもかなり議論してきたパブリックリレーションズの話ですね。パブリックリレーションズを充実する、もっと格段に充実させていくことによって、改善することは随分いろいろありますね。

【林室長】 島谷委員の御指摘のものは、いわゆる古美術展のことをおっしゃっている。

【島谷委員】 その通りです。

【林室長】 確かに、現在の文化財第一課、その前身の美術学芸課、美術工芸課がやってきていた取組があって、あの展覧会によって日本の古美術が海外にかなり浸透したという事実はあると思います。それが一旦なくなっている状況にありますが、従前から、近代以降の美術についてはそういった海外展の仕組みがないことが課題でしたので、この先は、そこを含めてどのように発信をしていくのかというところを、国立美術館の強化などとも並行しながら検討していくべきと考えております。

【島谷委員】 結局現実として数年間、全く古美術の海外展がなくなっていますので、この取組をやらない限りは中止してすぐ10年になってしまいます。10年日本美術が海外に出てないということは非常に大きい問題だと思います。古美術に限らず、10年やらないと忘れられてしまうという。

もう一つ、一番大きい問題点は、ここで論議することではないんですが、西美がモネをやるにしても、お金を払って借ります。日本美術が海外で展覧会やるときに、お金は一円ももらえません。それは将来的にはフィフティ・フィフティになるべきだと思うんですけども。

【吉見部会長】 美術の世界の日米地位協定みたいな。

【島谷委員】 本当にまさにそうなんです。

【吉見部会長】 感じがしました、今。

【島谷委員】 従来は宮内庁の三の丸尚蔵館の時代は、若冲ってこれだけ人気があるんで

すけど、パリでやりました、ワシントンでやりました。謝金ゼロなんです。それは宮内庁が謝礼をもらうという規定がなかったから。宮内庁以外でも海外展で日本から、作品を貸してもお金は取ってないんです。その代わり、交換展と称して、向こうから借りるときにお金を払わない代わりに日本美術を持っていくということでとんとんにしている例はあります。

だから、要は日本美術がそこまで海外に浸透してないんだから、古美術についてもまだまだやるべきではないですかというのが私の考えです。文化庁はもういいですということで、古美術は止まっています。

【吉見部会長】 御趣旨はとてもよく分かって、でも、これでさらに議論すると……。

【島谷委員】 取りあえず、発言させていただきました。

【吉見部会長】 重要な問題だということで。桶田委員の前に後藤委員ですね。

【後藤（治）委員】 これに挙げられた追加論点にさらに追加でちょっと。人材のところあまり、今回の審議事項にある割には入ってないので、最近私の周りの事例で、私の知り合いの文化財関係とか伝統産業の業者の社長さんたちが、実は絵を描いている女性が絵だけでは食べられないので、ホテルの運営をその子にやってもらってホテルを全部絵で飾ってもらって頑張ってもらっているとか、伝統産業でかやぶきの方がかやぶきながら日頃は書家の活動もしているとか、いわゆる昔でいうちょっとパトロン的なことを産業の中で新しい形で成り立たせているような事例が出ている一方で、昔は大企業で、例えば某建設会社の写真部で、そこにいた方が有名なカメラマンになったり、開高健さんみたいな、あの方も企業人だったのに著名な作家であったり、そういう事例が大企業ではどんどん減っている一方で、中小でそういう頑張っている方がおられるので、やっぱり芸術家、これから働き方改革で兼業とか、そういうものが話題になっている中で、芸術家を育成しながら働いてもらうみたいなことにもっとインセンティブとか、いろんなことがあると、とても社会の中でうまく機能するんじゃないかなというのが、ちょっと自分の身近な事例にあったものから、そこだけお話をさせていただきました。

【吉見部会長】 ありがとうございます。その辺も、ジョブ型の社会の仕組みというのをどういうふうにつくっていくのかということと、ベースの基盤を支えるかという話はつながっているように思います。桶田委員。

【桶田委員】 ありがとうございます。2点、別々の話ですけれども、1点目、バックヤードの共同化みたいなお話、私が発言させていただいたことかなあと記憶をしておりますので、それとのつながりですけれども、山内さんがおっしゃったとおり、既存の仕組み、枠組

みというのが当然ありますので、別にどっちか排他的なものではないと思うんですけれども、専門の組織とかをつくることのメリットももちろんあると思いますけど、それ自体を設立することと運用することのコストというのとあと限界もすごく近いということも考え合わせると、ベースとしては、できれば経営支援じゃないですけども、既存の会計士さんとか税理士さんとか士業の方々が一定の知識を得れば、何らかの支援士的な資格が追加され、そういうところを使うのであれば、何らかの形で補助金が取れるとか、依頼するお金が安くなるというような形で、既存の枠組みをなるべく利用できるような仕組みをもしつくれると、津々浦々に広がりやすいのと恐らく執行がすごくしやすくなってくると思うので、それが1点。

あと、1点目の付随として、先ほどなかなか知られて、いっぱいいい制度があるのになかなか活用されていないんじゃないかというお話があったと思いますけれども、日頃、時々文化庁の御依頼で審査の委員とかをやらせていただくこともあるんですけども、まさにもっと件数が来ればいいのになという事柄、少なくなくて、ただ、説明をいくらししたとしても、なかなか届かなかつたり尽くせないってあると思いますし、じゃあ、広告にお金かければいいのかということとちょっと違う話だと思いますので、これも直ちにリンクさせるのはちょっと強引ですけども、そういうさっき申し上げたような、一定の毎年研修みたいなものがあって知識をアップデートしなきゃいけない支援士的な人たちがいて、その人たちがこういう制度を常に理解しているとすると、プッシュするんじゃないって来るみたいな感じで、支援している団体に対して、今度こういうのがありますよと、おたくの団体使えるんじゃないですかって、多分金目のところを見ていると全部分かるはずなので、そのところから多分内部提案を事務方から上げてもらわないと、なかなか中小の団体って、そういうものを一々気にしたり、手を挙げて質問したり、いくらストックがあったとしても、ここに聞きに行くということ自体がハードルだと思いますので、いかに既存の人たちの営みに組み込めるかみたいな観点で考えていただけるといいんじゃないかなというのが1点です。

2点目、全然別の話ですけども、先ほど日本の古美術なんかを外に出すときに向こうから対価を頂けないという、頂いたことが基本的にないのではないかなというようなことがあったと思いますけれども、これは宮内庁がというようなお話もあったところで、今までの慣習的なものだと当然理解していますけれども、1点だけ、実体験として、2019年に私、国立新美術館の非常勤職員をやっているときに、大英博物館で漫画の展覧会をやらせていただく取りまとめ、日本側をやらせていただいていたけれども、金額等は控えますが、あの

ときは大英博物館から企画料的なものを逆に頂いておまして、我々の持っているものを出したわけじゃないんですけど、ある種の企画のサポートをして取りまとめをして向こうに送り出すので、そのことの対価を向こうからも頂きました。

ので、それはやっぱり交渉があって、向こうがそれでも欲しいということであれば普通に成立することなんじゃないかなと思ったので。全然畑が違いますし、見当違いのお話かなとは思いつつ、一言申し上げました。

【吉見部会長】 ありがとうございました。

桶田委員の後、田中委員でいいんですよね。それで倉森委員という、そういう順番で間違いないですよね。じゃあ、田中委員から。

【田中委員】 寄附の部分と寄附金の控除の改正の要望、その点についての話になります。実は声を大にして言いたいと思っていることなんです、寄附の可能性はキャッシュだけではないというのはとても重要な点で、ちょっと間違っていたらば訂正をしてください。法律的なことになると思うので。独立行政法人も国立大学法人も株の運用って法律で禁止されているんですが、国立大学法人に関しては、文科省の通達で、運用は禁止されているけども、所有は禁止されてないという理由で株による寄附というのを受けていいとなったんですね。独法はいまだにその通達をもらっていないので、株の運用をしちゃいけないんですけど、株券をもらって、配当金は入るといような形での株の寄附というのはいくらでも、もらってよくないんだかがいまだにはっきりしていないところがありますので、寄附というのはキャッシュで来るだけとは限らないので、もっと寄附のもらい方の多様性を、もうちょっと柔軟に受け取れるようにしてほしいというのがあります。そんな人はいないかもしれないですけど、金の延べ棒をくれる人もいるかもしれないので、そのときの売却の問題とかあるかもしれませんが、寄附のもらい方の可能性というのは広く考えてもらいたくて、じゃあ、そういう寄附に関しての税制の優遇ってどうするんだということもくつついてくることなのかなというふうにも思っています。

その点は実は声を大にして言いたいんですが、もう一つだけ。今度はそういった寄附とか、ファンドレイジングとか、館とか文化事業の経営に関することなんです、今日いただいた参考資料2の4ページの自律的・持続的運営促進事業というところに関わるかなと思いがら、すいません、あまりにも字が小さくて読めていないんですけども、いろんな助成してくれるのかもしれないんですが、結局どこも必要なことは人手という問題なんだと思うんです。

なので、マネジメントとかファンドレイジングをやる人を雇えるお金をもらえるというのが多分どこにとっても本当は一番ストレートにありがたいことなんじゃないのかなと思いますので、そういう方向の助成もぜひ考えていただければと思います。

【吉見部会長】 ありがとうございます。2点とも非常に実質的なところで、2点目の話は、先ほど来出していたバックオフィスの話とか、それから人材の話と直につながる、あるいは現場のコストの話と直につながる話だと思います。1点目の話は、御専門の方もいらっしゃると思いますし、倉森委員の話に行く前に、文化庁なり、ここの場の中でその辺い詳しい方がいたらぜひ御説明的な発言をいただきたいと思います。

【中村補佐】 現状としては、田中先生おっしゃった形になっていると思います。国立大学法人に関しては、株を寄附として受け取って、運用益を活用するということは通知によって認められているという形で、一部研究開発系の独立行政法人にはそれが認められているところもあるとは聞いておりますけれども、独法全体としてそういう形にはなっていないというふうに承知しています。

【吉見部会長】 なぜそうなっているんですか。

【中村補佐】 恐らくというか、そもそも国立大学法人というものの自体は、独立行政法人体系を準用しているものの、別の法人類型という形になるので、あくまでもそれはその形での運用というのが一つあり得るとのことかだと思います。また、特に、近年でいいますと、大学発ベンチャーとかが、大学と出身大学の人たちと連携をして、最初はお金がないから、例えば、株で大学に対して使用料とかを現金の代わりに払ったりするみたいなことができれば、より大学発ベンチャーの育成の支援にもなるしといった、そういったような文脈の中で、国立大学法人とか、研究開発系の独法とかが、そうした株を受け取ってもいいよというような話になってきたと認識はしております。

【吉見部会長】 将来的には今の田中委員がおっしゃられたことは改善される見通しというのはありますか。

【中村補佐】 ちょっとその部分に関して、今現時点で特段の議論がないところではございますので、そうしたまた御提言なり必要性なりというものを我々としてもまずは把握をすることが重要だと思います。その必要性という部分がどれだけ実際あるのかということころはすごく大きくなっていくのかなとは思っております。

【田中委員】 1点だけよろしいですか。

【吉見部会長】 どうぞ。

【田中委員】 私立の美術館は、親会社の株をもらうことによって、その配当金で美術館を経営しているということがあるので、日本国内でもそれは普通の形だと思うんですね。それを国公立の機関とかでもできるようにするというのは別にごく自然の流れのような気がしますので。

【吉見部会長】 そうだと思います。

【後藤（和）委員】 ポーラ美術館もポーラ美術振興財団がポーラ・オルビスホールディングスの株を持っていますよね。

【吉見部会長】 そういうところ多いですね。なので、これは非常に重要な論点になり得ると思います。

ちょっとお待たせしてしまったので、倉森委員、お願いいたします。

【倉森委員】 今の説明を聞きながらあれがいい例だなと思ったものがあるので、意見というよりも簡単な情報提供です。(3)の文化経済マネジメント体制の構築と場の活性化という話に関係があるかと思うんですが、オーストリアのリンツという町でアルスエレクトロニカというメディアアートの祭典があります。これは1970年代ぐらいに鉄鋼の町だった町の産業がたがたになって、何かで町を興そうというときに、「メディアアートを軸にしよう」とリンツ市が興したもので、1年を通して世界からメディアアートの作品を募集し、9月ぐらいに祭典を開く。また、町に常設のミュージアムがあり、市民はメディアアートに大変親しんでいます。体制としてはトップが2人いて、1人はもちろん経済的なマネジメント。もう1人がデザイナーというかアーティストが担当していて、その2人がトップだそうです。

デザイナー系の人がトップにいれば、市の広報誌とか、そういうものからはじまって町のあれこれがきれいなデザインになるでしょう。そうすると町の人たちの意識がどんどん上がっていきますよという話を聞いたときに、ああ、いいなあと思ったんです。そうしたツートップになるような感じの仕組みがあちこちにあるようなことがあると、様々な公募に応募する際の手続きも手際よく作れるでしょうし、さきほど話した広報誌みたいな意味も含めての場の活性化もあるだろうし、とても良いのではないかと今のお話を聞きながら思いました。

以上です。

【吉見部会長】 ありがとうございます。リンツ市はもともと鉄鋼とあとたばこ産業が非常に盛んだった都市ですね。それで、鉄鋼も駄目、たばこも駄目ということで、アルスエレクトロニカのようなアートとエレクトロニクスという方向、ITという方向に転換していっ

たんじゃないかと思えますし、同じような地方創生的なものはいっぱいあって、例えばアメリカのローリーダーラムというのはアメリカンたばこの本拠地ですけれども、そこも大分文化産業のほうに転換していっていて、あそこはデューク大学とノースカロライナ大学がありますから、大学と地域がつながっている。

企業でもいろいろ、たばこだったらJTだったりとか、鉄鋼だったら、いろいろあると思えますけれども、先ほど田中委員がおっしゃられたような株とか、そういうキャッシュ以外の寄附をちゃんと受けて、芸術文化施設が自律的に運営できるという回路はかなり具体的に重要だという気がいたします。佐藤委員、お願いします。

【佐藤委員】 ありがとうございます。今の話に関わるのは3ページのマネジメント専門人材の育成ですけど、ここで申し上げたような気もするんですけども、例えば今いろんな芸術系の大学であるとか、そういったところにもうちょっと経営学的な、そういうコースというのがあってしかるべきだと思いますし、MOTとかって技術屋さんに例えば経営マネジメントの仕方とか、管理、アドミニストレーションを教えるというのがあるじゃないですか、大学院レベルで。同じようなことが多分芸術系の方々にもあっていい。だから新しい大学院つくれという意味じゃないですけど、そういうコースなんかを大学の中につくっていくというのは一つあっていいかなと思います。

あと、バックヤードの共同化というところは意外と難しいんじゃないかと思ったのは、業務が多分標準化していないんじゃないかと思っていて、事業者間で、標準化していないものは共同化できないし、共同化できないものはデジタル化もできないんですよ。多分やる順番がいきなり共同化ではなくて恐らく標準化だと思うので、ここから入るというのも一つかなと思います。

それとも若干関わるんですが、今度フリーランス新法ができたじゃないですか。恐らくこの種の業務に関わる方、芸術関係に関わる方、フリーランスというか、雇用契約ではなくて業務契約の方が多いと思うので、恐らくここの辺りどうするんだろうというところ。やっぱりどうしてもああいふブラッキーなところがあるので。ただ、やっぱりこれ、職場環境というか、彼らの賃金を上げるということ、職場環境を改善するという観点、あと、心的安全性とかよく言えますけれども、そういう観点からもやっぱりどうやってフリーランス契約、フリーランス、芸術界でフリーランス的な人たちの立ち位置を、立場を強化していくかということ、これも併せてやらないと。今は、標準化というか、契約なので、契約を標準化していけば、彼らとの契約はこれでやってくださいというのもできてくると思うし、報酬の基本

はこれだよねということも出てくると思うので、そういったところを進めていく必要があるかなと思いました。

あと、すいません、私、税制、専門なので。税のところ、いろんな政策減税やるのはいいんですけど、やっぱり租税特別透明化法では法人税については基本的にはどういう分野が減税を被っているのかということについては公表することになっていて、分かっているのは、基本的には大企業がかなり減税の恩恵を被っている。これ研究開発税制関係はそうですよ。ありていに言うと武田とトヨタですけど。

多分こういうのも調べてみないと、例えば(1)の特定公益増進等法人のという、法人寄附に係る特別損金算入限度額の拡充の話でも、実際今この段階でどういう企業が寄附していて、あるいはどういう団体が受け取っているのかということについて把握しておいたほうがいいと思うんです。蓋を開けてみたら実は大手だけでしたということ、大手・大手みたいなイメージですよ。それだと本来の趣旨に即しているのということにもなってくるし、恐らくこういう繰越しをしなきゃいけない企業というのは利益率があまり高くないところということも考えちゃうと、あと、この計算式で見ると資本金が少ないところとかということだと思うので、だとすると、やっぱり中小企業の利便性ですよ。中小企業は例えば、中小企業とか中堅企業、最近の言葉を使うと、彼らが何か寄附をしようというときの利便性を高めるのは多分限度額の引上げ、算入限度額の引上げとか、あるいは繰越しを認めるということだと思うんですけど、大企業はあまり関係ないかもしれないということも考えると、何かこの辺りの実態、誰が寄附しているんだろうとか、そのお金ってどこに行っているんだろうということやはり把握されたほうがいいと思います。これEBPMにも関わる話だと思いますけど。

あと最後、一般論になっちゃうんですけど、やっぱりいろんな事業を行う、いろんな支援事業を行うというのは、それは結構ですけど、先ほどから御指摘のあったとおり、なかなか周知いかない、行き届かないという問題と、それから、大学も人のこと言っちゃいけない、目線が本当に文化庁さんと事業者の間に合っているかどうかという。我々大学も、文科省いろいろと、大学の自走であるとか、国際的な展開をと言うけど、我々はどうやって補助金もらおうか一生懸命考えるわけじゃないですか。もらいやすいような企画をつくるわけですから、ありていに言えば。それは逆に言うと、補助金が経済活動、彼らの芸術活動をゆがめていることになっちゃうので、中小企業なんかみんなそうですよね。いろんなものづくり補助金なんかあげているけど、中小企業はどうやって補助金もらうかばかり考えているわけで、自

走しようなんてこれっぽっちも考えてないわけじゃないですか。

なので、やっぱりこの目線がちゃんと合っているかどうかということは常に確認していく必要があると思いますけれども。

以上です。

【吉見部会長】 ありがとうございます。非常に率直な御意見でうなずくところ多々ですが、岡室委員、失礼しました。手を挙げていらっしゃるしますので、オンラインのほうから岡室委員に御発言いただきたいと思います。

【岡室部会長代理】 すいません。今日オンライン参加で、ちょっと聞き取りにくいところが多々ありまして、それは私のPCの問題なのか耳の問題なのか分からないんですけど、ちょっと必ずしも議論が追えてない部分もあるんですけども、今声聞こえておりますか。

【吉見部会長】 大丈夫です。

【岡室部会長代理】 ちょっと2点、先ほど建築文化ワーキングのところで発言し損ねてしまったんですけども、もう御退室になられましたけれども、石田委員のお話、私、すごく示唆的で、建築文化というときに、建築という文化ということと建築と文化という考え方があるんだなということに気づかされまして、何となくやっぱり芸術文化というときにジャンルを分けて考えてしまいがちなだけけれども、様々なジャンルが連携するような、何かそういうふうな展開の仕方というのをもっと考えてもいいのかなということのを思いましたということが1点。

あともう1点なんですけれども、今日、概算要求の参考資料も見せていただいて、文化庁さん大変頑張っているなと思います。私も早稲田大学の演劇博物館の館長をしておりまして、文化庁の助成金には大変お世話になりまして、そのおかげでできたこともたくさんありました。

ただ、これ文化庁さんによってもひよっとしたらしょうがないことなのかもしれないんですけども、文化庁の助成金の何がネックかという、単年度予算ということなんです。要するに単年度予算であって、毎年、申請書を書いて、報告書を書いてということに追われてしまって、しかも1年ごとにリセットされちゃうみたいなのがあって、それが何か継続的な発展を阻害しているというところがすごくあると思うんですね。

特に芸術文化や人材育成、人材育成は特にそうですね。やっぱり継続的にやっていると実を結ばないというところがあるので、単年度予算ということが何とか……。

【吉見部会長】 岡室先生、今、声がちょっと切れたみたい。

【岡室部会長代理】 すいません。単年度予算ということの問題にしておりまして、これ、本当に文化庁さんに言ってもしょうがないことなのかもしれないんですけども、単年度予算であることによって毎年申請書を書いて報告書を書いてということに追われてしまうということと、人材育成など特にそうなんですけれども、継続的な発展がしにくいということがあるんですね。なので、単年度予算ということが何とかならないか。つまり、数年にわたる継続的な予算を保証されたような状況で芸術文化の発展ということに、そういう継続的な支援を保障されるような形というものが望めないかということを一言申し上げておきたいと思います。

【吉見部会長】 ありがとうございます。今の岡室委員が最後に言っていた単年度予算問題に関しては、文化庁のほうでは多分基金化ということで、この間の芸文振に投じた補正予算も、3プラス2でしたよね、3年足す2年で5年というということを取組を始めていると思いますので、ぜひ文化庁のほうから一言お答えいただきたいと思います。

【中村補佐】 ありがとうございます。単年度予算の問題に関しましては、いろんなところで本当に御指摘いただいているところではありますが、ここは本当に文化に限らずというか、全政府的に財政法の中で単年度主義というものが決まっているので、なかなか全体的にということではちょっと難しいところはあるんですけども、先ほど部会長のほうからお話しいただきましたような基金という形、こういったものをつくって、予算の執行の柔軟性を高めていくと。そういった部分は、文化庁で基金ができたこと自体が昨年度初めてだったわけですけども、取組としては少しずつ始まってきているところではありますので、こうしたことをまた継続していけばいいのかなとは考えているところでございます。

以上でございます。

【吉見部会長】 ありがとうございます。基本的には芸文振という回路を使えば単年度主義を突破することは不可能ではないという。

【中村補佐】 基金をつくれば、基金の範囲の中では可能になります。

【吉見部会長】 可能ということですね。

【後藤（和）委員】 科研費と同じ。

【吉見部会長】 そう、科研費と同じ。

どうぞ、生駒委員。

【生駒委員】 先ほど島谷委員もおっしゃいましたが、今、このタイミングで輸出すること、日本の文化をまとまった形で外に出すことはとても大切だと感じています。先ほど文化

庁の日本の文化を紹介するそういった展覧会がなくなって数年たつと聞きましたが、インバウンドはいまは文化目的でいらっしゃる方すごく多いんですね。ただ、個別に輸出させようとすると本当に今は厳しいじゃないですか。

ですので、大きな船を出すことは一つの解決策だと思います。120年前のジャポニズムというのは、明治政府が大きな船を何度も出して、パリ万博などいろいろな万博で露出させたことが欧米の美術に大きなうねりをつくったという歴史がありますので、私は今、そのタイミングが来ているかなと思います。ぜひ文化の輸出、大きな船を出すことも御検討いただければという意見が1つ。

それからもう一つ、助成金ですとか補助金を取りにくいというのは事実だと思います。多くの声を聞きます。自分たちで書類が書けないので、結局プロの方をお願いしている。その方々のビジネスになってしまっている部分というのも現実としてありまして、できれば文化庁サイドで、もう少しオープンに、文化庁のサービスというか、プロボノとして、より多くの方にわかりやすく御説明いただく機会を設けていただけたらと思います。

あと、制限が多いんですね、一つ一つの募集内容が。そうすると、それぞれの事業者が運営している事業内容に合わないことが多く、サイズの合わないお洋服を来探しているような状態が続いています。

1つのヒントとして、ある若者がさかさま不動産という事業を三重で始めたんですけども、不動産は通常、ある物件を出して、それを一般の人が見るんですけど、逆のことを彼は考えたんですね。こういう家が欲しい、こういう条件の予算でこういう形の家が欲しいという要望を先に聞いて、物件をマッチングしていくという方法です。文化庁でも、全てそうはいかないと思いますけれども、例えばそうした自由領域というか、新しい可能性のある企画に対して、予算がつきますといった余白のような枠も設けていただけたらよいのかなと思います。

それから、最後、もう1個だけ質問です。企業の寄附のお話が出たんですけど、例えば企業の中で文化的事業をやった場合、そこに使う予算に対して、税制優遇されるようなことは今はないと思うんですけど、今後そういうことも御検討いただけるのでしょうか。企業が単に文化団体に寄附するだけではなくて、企業の中でアートをコレクションするとか、例えばですけども、伝統文化を支援する新規事業立ち上げたとかとなった場合に、そういった案件に関しては、文化を推進しているということで何か優遇されることというのは考えられるのでしょうか。

【吉見部会長】 財団等をつくるのとは別の回路で。

【生駒委員】 はい。

【吉見部会長】 最後のは御質問ですので、まずはお答えいただいて、それから、最初の2点。

【中村補佐】 すいません、最後に御質問いただいた点は、現状はそうした優遇措置はないということで、そうした優遇措置をいま検討しているかということ、そういう状況にもありません。

その点については、この部会で御議論いただいた内容を踏まえまして、また引き続き考えていくべきところかなと認識しております。

【林室長】 類似ではメセナ協議会を通じてというのは、メセナ協議会に寄附することで優遇を受けられるという助成みたいなのはありますけれども。

【生駒委員】 なるほど、メセナ活動として。

【林室長】 そうですね。ただ、それではちょっとという時代なのかなというところです。

【生駒委員】 そうですね。

【吉見部会長】 ありがとうございます。最初の2点に関して言えば、まさしくおっしゃるとおりで、昨年度のシンポジウム、それから特に前回のこの部会でお話いただいた、これは竹下さんのほうの資料で前回出ていたと思いますけれども、工芸品でいうと、EUで工芸品のマーケットは500億ユーロ、百七、八十倍、10兆円近いんですかね。10兆円ぐらいですかね。そのくらいの市場規模を既に持っているということですので。

ところが日本の工芸品はそれに勝るとも劣らない力量を持っていると思いますけれども、全然経済市場規模は全く違うという。その差を縮めるということはやっぱり国家戦略的にやらないといけないということなんだと思います。

また、先ほど来出ているパブリックリレーションズの話とか、この辺の話というのは、逆に言えば文化芸術活動に関する情報をどのくらいこちらで把握しているかということと非常にリンクすると思うんですね。分かっているならば、一般的に広告をかけるというよりも、むしろこの団体とこの団体とこことこことここにちゃんとターゲットを絞って、ちゃんと周知をするとなるほうが文化芸術に関してはより適しているんじゃないかと。一般的な広告の論理というよりもPRの論理なんだと思いますけれども、非常にその辺のためには前提として情報把握ということが極めて重要だと私なんかは思います。

最後、山内委員、お願いします。

【山内委員】 ありがとうございます。過年度のワーキング等の議論でさんざん尽くされているから出ていないのかどうかちょっと分からないんですけど、現物の寄附に関する税制の話で、個人が法人に現物を寄附したときの時価で譲渡したとみなされるという所得税法上の規定というのが、値上がり益相当の課税問題という非常に大きな問題になるんですが、富裕層だったり非常に財産をお持ちの個人の方の寄贈において結構知らない方が多いなという印象があったりとか、あとは一定の要件を満たすと非課税措置を受けられる措置法上の規定というのも併せて知られていないことをよく見ますという中で、どこまでそれを利活用されているのであろうとか、あとは実は現物の寄附も寄附金控除の対象になるという中で、どこまでが寄附金控除の対象になるかもちょっと論点がありますというところで、なかなかそこが複雑なので、どうやって最適な渡し方をすればいいかというところ、テクニカルな部分を伴うんですが、なかなかそこまで知識が及んでいないという印象を持っていて、その辺りが、国税、文化庁のサイトにもさんざん解説等は載っているかと認識をしているんですが、それでもなおそういった状況が続いているというのはちょっと課題感を感じているので、念のため御指摘させていただきました。

【吉見部会長】 田中委員、何かございますか。

【田中委員】 分かりやすいハンドブックが欲しいですよ、それをまとめたような。寄附金を集めるためにいろんなところに話に行くんですけども、我々素人なので、そういうことってやっぱり正確に話できないんですよ。なので、そういう正確な情報が書いてある紙媒体でもウェブサイトのプリントアウトでもあれば、それをお渡ししながら寄附のお願いとかしやすくなりますので、そういうものがあるとありがたいなと今のお話を聞きながら思いました。

【山内委員】 そうですね。私のファンレイジングの部隊の方々、中の方々に、金銭寄附の場合、法人に寄附する場合、個人が寄附する場合とかパターン分けして、寄附金控除の話とそういったみなし譲渡の話とか、パターン分けして御説明をするんですけど、やはり難易度が高いというところで、相当時間をかけて丁寧に説明しないと伝わらないということと、あとは寄附者によって規模感も全然違うし、対象会社さんも違うので、どれぐらいのインパクトが具体的に出るかというのは、やっぱり具体的な数字を持ってシミュレーションしないと到底分からないというところがあるので、やっぱりそこは実務家がある程度フォローに入る必要があると思うんですけども、なかなかそこが繋がっていないのかなという印象を個人的には持っています。

【島谷委員】 すいません、横から。田中さんがおっしゃったハンドブックがあるといいなというのは、とてもいい考えだと思うんですね。もしそういうことができれば、どこが作るかというのはあります。ちなみに「世界の記憶」というのがありますね、ユネスコの。

【吉見部会長】 ユネスコのね。

【島谷委員】 私、関係していました。申請書のためのハンドブック作ったんですよ。それを見ると結構絵も入っていて分かりやすい。こんな分厚いのだったら誰も読まないんですけど、本当に薄い、20ページぐらいでしたかね、そういうものがものがあれば仕事が効率よく進むと思います。

【吉見部会長】 文化庁がやるのと芸文振がやるのと両方。

【島谷委員】 ですね。であるととてもいいなと、今の田中さんの発言を聞きながら思いました。

【吉見部会長】 ありがとうございます。かなりもう時間がちょうどになっておりますけれども、非常に多面的な議論を出していただいたと思います。

とりわけ、今日のお話の中で、一つは、今出ている現物寄附とか、いろんな寄附をめぐる、寄附税制をめぐる話は非常に一つの大きな焦点だと思います。

それから、やっぱりパブリックリレーションズというか、情報をちゃんと共有できてないんじゃないかって、いろんな芸術団体とか文化芸術団体と。ここの意思疎通の問題というのも、これは実質的に解決し得る結構重要な問題、情報把握を含めてあると思います。

そして何といっても前から出ている、やっぱり人材というか、バックヤードの問題もそうですし、それから人の育成の問題もそうですけども、人の話がまだちょっと弱いので、先ほど後藤先生から言っていたように、人の部分の人のロードの部分の部分を何とかしないとこの先に進めないという。

この3つぐらいは、次、もうちょっと突っ込んで議論しなくちゃいけない論点だと思いますし、それ以外の論点についても引き続き議論をしたいと思います。

次は11月25日になりますけれども、そこでは、それまでに今日出た論点とこれまでの論点を少し整理して、もうちょっとこれとこれとこれというふうに絞るといって、取りまとめに向けた議論をしていきたいと思っておりますし、建築文化なりアート振興なりのワーキングはワーキングで並行して走るといってということになると思います。

今日のところ、特段どうしても発言したいということがなければ、部会の終了に向けて、あと事務局にお話をお渡ししたいと思いますけれども、よろしゅうございましょうか。

それでは、そろそろ予定の時刻になりましたので、閉会とさせていただきます。最後に事務局から連絡事項をお願いします。

【河合専門官】 本日、様々な御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

いただいた御意見を踏まえまして、次回以降の部会での議論について検討を進めさせていただきます。

次回につきましては、吉見先生から今ございましたように、11月25日月曜日16時から開催させていただきますと思います。皆様におかれましては、ぜひ御出席賜れますようお願いいたします。

また、アート振興ワーキンググループの第3回を11月6日水曜日13時から開催いたしますので、申し添えます。

引き続きどうぞよろしくお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

【吉見部会長】 どうもありがとうございました。

— 了 —